

菊池 勇 夫 著

『社会 保 障 法 の 形 成』

有斐閣 昭和 45 年 278 ページ

佐 藤 進

1. 戦後、ここ最近漸く、「社会保障法」という固有名辞をもって、社会保障の法学的見地からの理論的研究が進められ——未だ社会保障法理が確定をみているわけではないが——、社会保障という法領域にある法の体系的な研究が、労働法とは別に社会法の一分枝としてすすめられてきた(拙稿、荒木誠之著「社会保障法」書評、季刊社会保障研究、1970、No. 1、82ページ以下参照)。しかし、この戦後の社会保障の法学的研究も、実は、戦前からの社会保障の制度的「原型」ともいべきものや、それから発展してきたものを対象素材としつつ、すすめられてきた研究をもとにその法学的な面からの分析がなされているといべきものであろう。この点についてみると、前九州大学総長菊池勇夫先生は、九大の社会法担当教授として、その先駆者的活動を展開され、いまなお活躍されている。この菊池勇夫先生の研究については、菊池法学に関する研究史的見地から円宗昭信「社会法理論の発展」(菊池勇夫編「社会法綜説(上)」所収(昭34)(有斐閣)、上村政彦「社会保障法の展開——菊池勇夫博士の研究をたどって」(季刊社会保障研究、1966、No. 2、53ページ以下)などが物されてきた。

本著は、この菊池勇夫先生の、戦前の労作——ほとんど現在入手不能といえる——と戦後の労作とを集録して、一著にして出版されたものであり、まさに、形成・発展過程にある、社会保障法の理論形成に有力な視座を提供されている菊池勇夫先生のプロフィールをうかがう上に好著というべく、かつ、戦前の研究の復刻ともいべきものである。

2. 本著の内容は、戦前から、戦後にかけて発表された労作(戦前のも7編と戦後のも6編)より成るが、本著の集録順に即してよりも、筆者は、菊池勇夫教授の労作について年次別に整理をしつつ、その構成内容を紹介することにしたい。

——戦前の研究——

社会事業と法律(昭9・2月)

わが国社会事業立法の発達(昭9・9月)

社会事業法と社会法体系(昭10・1月)

社会事業法域の成立について——社会行政発展の一面——(昭13)

社会事業本質の再検討——時局下におけるその任務——(昭15)

社会保険法の対象と本質(昭17)

厚生事業の体系及び範囲(昭17)

——戦後の研究——

社会保障における労災補償の問題(昭39・1月)

社会保障の理念と現実(昭39・5月)

社会保障の法体系(昭40)

法制面からみた社会保障(昭42)

社会保障の権利(昭43)

公害と社会保障(昭44)

このように、教授の戦前の研究と戦後の研究とを配列対比させてみると、戦前、市民法の修正法として扱われている「社会法」が労働運動の抑圧のもとで、受付充分理論的發展をみなかった、「労働法」と同視された学問的状况のもとで、この労働法学とあわせて、社会法の一分支として当時の社会行政の対象であった「社会保険」と「社会扶助」について——これらは現在の、社会保障制度の「原型」であり、社会保障法制の有力な構成要素として、その法理的研究が試みられている分野であるが——いち早く法学的見地からの研究をすすめられていることが理解できる。戦後においては、新憲法における憲法25条の生存権保障の理念に照らし、この生存権の具体化のための制度として、「社会保障制度」は展開・普及をみた。それとともに、戦前の理論的研究をもとに、この社会保障制度を構成する諸制度の多様性に注目され、「社会保障」の法体系化と、その象面に出てくる「社会保障の権利」について究明され、あわせて公害問題の私法的規制とは別に公害を生存権保障との観点から、社会保障の面で抱えようとしてされていることを知ることができるのである。

3. (I) まず戦前の研究をみると、すでにみたようにわが国の「社会法」=「労働法」(それも研究の緒についたばかりの)と同視される学問的状况にあるとき、

この「社会法」の発生的契機と関連して、その対象についても労働法領域にあるものをこえて、菊池先生は当時の社会体制下の諸矛盾に関連して展開をみつめた現象的に社会的弱者のための社会政策的施策として「社会事業」に注目され、この広げられつつある社会事業を素材としつつ、九大での「社会事業法」講義に開講に関連して、労働法と関連させつつ社会事業に関する法理に主力をおく研究を發表されたことは、この面の法学の対象化とその法理の展開として注目しておくべき。

「社会事業と法律」では、歴史的に私的にして自発的・自主的に行なわれた救済事業が、社会的欠陥に対する救済行為としての意義を国家によって認められ政策上の問題となるところに、「社会事業の保護助長のために立法を以て根拠を与えと共にまた事業の遂行に関する国家的統制の爲にも法規の制定を見る」(211ページ)とされ、救済事業の沿革と法律の展開について述べ、わが国の社会立法の発達に言及されつつ、「社会事業法」なる概念を定立された。ここでは、社会法の一部として、これをとらえ、「今日の社会事業施設は、近代労働状態の暗影たる貧困を主要な対象としているのであって、この意味においては労働問題と救済問題とは相関連している。すなわち、労働問題は労働状態の積極的改善を問題とするのに対して、救済問題は労働者階級および一般無産階級の困窮した生活状態に関し、消極的に救済の手段を講ずるものである。……しかしながら、『社会事業法』は『労働法』と明瞭に区別すべき特質を持っているのである。『労働法』は労働契約関係を中心に構成される法域であって、その端初的形態は労働契約という債務関係の原因たる法形態である。これに反して『社会事業法』は要救済原因を法律的原因として持つものではなく、直接に災害のような自然的原因や、貧困のような経済的原因や、不具、奇形、年少というような生理的原因に求められるのである。したがって法規の性質としても、行政法関係のもののみであって……」(215ページ)と、その異同を明らかにされた。この点は、今日の労働法と社会保障法においても妥当視されるのである。

「わが国社会事業立法の発達」においては、上記の社会事業法—社会事業立法は、「国家及び公共団体が社会事業に対して一定の統制と保護とを与える限度を法制化したものに外ならない」(229ページ)し、わが国との社会事業関係立法史につき、政府が社会事業に対する積極的関心を示す時期——大正6年8月内務省地方局内に社会事業行政主管の「救済課」を設定した時期——を境に、それ以前を「前期」それ以後を「後期」として、その立

法関係制度の発展を指摘される。

「社会事業法と社会法体系」では、上述の「社会事業と法律」で展開された理論をもとに、社会立法の意義、労働立法と社会事業立法との関係、社会法の体系について論じ、「狭義の社会法」は「社会改良的諸法規の総称であって、「社会事業法」の全部、「労働法」の大部分、「経済法」の一部分を含む」(225ページ)とされ、「社会法」を広義に社会統制的諸法規の総称と解するならば、「社会事業法」の全部、労働法のほとんど全部および統制経済諸法規たる「経済法」にわたることとなるであろうと述べる。

この社会法の一部として積極的に評価される「社会事業法」につき、先生は、国際労働法の専門的研究者として、その社会事業についても、各国の社会事業が歴史的には私的に展開されたものが、それと区別され、その事業内容も、また技術もかなり国際的にみて定型化し、それと同時に広く社会行政の対象となっていたこと、これとともに「社会事業の法制化によって社会行政関係法規が増加する」現象に対して、さらに詳細に、社会法体系の視点から、この社会事業法の特性とその体系下における位置の究明を図るべく、「社会事業法域の成立について——社会行政発展の一面——」が發表された。この領域は、いわば、今日の公的扶助、社会援護、社会福祉の領域にあるものというべきであろう。ここでは、社会事業が問題となった時間につき、欧米では1860年代とされ、これが従来の慈善事業に対比して「社会事業」として公共性を明瞭にしたのは「単なる名称の変化ではなく、それは一言でいえば救済問題が社会史の上において持て現代的意義にもとづく」(190ページ)として、近代資本主義経済体制の必然的な矛盾に対する国家の政策的措置の必然性により、社会事業が従前と異なり、「貧困原因」「困窮状態」の変化、救済主体の変化、救済技術方法の変化の面で、「社会事業」の把握をし、これに対応して展開される法の多様性について分類され、その社会事業法の特質として、(1)社会改良的計画法、(2)社会立法の一部門たることに求められるのである(194ページ以下)。

「社会事業本質の再検討——時局下におけるその任務」は、前述の所論をもとに、「社会事業」が、従前の慈善的な、慈善事業に対して、いわゆる「社会事業体系」をもち、これも、単に名称の変化ではなくして、「本質」の発展を示していることを洞察されつつ、従来の救済事業に加えて、経済的保護、医療保護、社会教化、司法保護と、その事業目的、範囲の拡大に注目し、すでにみて

きたように、社会事業の発展的特質について一層その「社会改良的計画性」を指摘される(241~242ページ)。この社会改良を中心とする政策が「社会政策」であり、ここに社会事業を包含し、社会政策固有の範囲=労働政策として、これは、職業的集団の所属者=労働者対象=生産的職業生活の保護とし、社会事業の対象は「地縁的社会」人を対象として=消費的日常生活の保護にあるとして、両者を社会改良理念ならびにその「生産面における人的資源の保護には、彼らの消費生活を保障することが重要である」として、この社会事業の重要性を認識する(244~245ページ)。そして、この所論によりつつ、国家の展開する「社会事業」は、「国家公共的事業としての社会事業」の成立とともに、国民経済における国家統制の強化に伴う、「国家指導性」の著しきがあり、社会政策を「労働統制」に、社会事業は「国民生活の安定のための積極的施設化」を生むと論ずる(246ページ)。そして、「時局」=戦時下における「社会事業の任務」として、いわゆる「国家総動員体制下」の「国民的厚生事業」への実質的転化を跡づけられ(246ページ)、社会事業の時局下における任務は、「人的資源確保」とともに、「国民生活全般に対する安定を社会的企画による事業として推進する」とし、戦時挙国体制に不安なからしめるといふ(249ページ)。この把握は、今日「上」からの社会保障、筆者が「他律的」と呼ぶ性格を著しく肯定的に示すものとして興味深く、そしてここにその性格の「危惧」があまりみられないのは、やはり時代性によるのであろうか？

「厚生事業の体系及び範囲」は、前述の「社会事業本質の再検討」を軸にしつつ、戦時国民経済統制とともに、戦時下に設置された厚生省の厚生行政=国民的厚生事業を事実としつつ、厚生事業の「範囲」と「体系化」を意図されたもので、その作定に当っては、範囲を成立させる「指導的目標」と、その目標達成のための事業から区画し、それから体系を図式化するといわれ、この図式構成主体は「国家的企画者」→国家的施設←国民を対象とするところに視点をおかれる(254ページ)。この論では、「社会事業」が「厚生事業」として戦時体制下の「社会事業の新体制」に対応する名称=国防国家体制における社会事業の発展形態」として把えられ(255ページ)、「兵力」と「労働力」充足のための「人的資源の維持培養」という目的にあるとし、このための事業という点で、「範囲」は、従来の所論に戦時的色彩がみられ、「保健・衛生政策および社会政策を中心として、かつ文化・教育政策、経済政策等にわたって交錯する場面を持

つ」(259ページ)とする。厚生事業の範囲ならびにその体系として、「事業内容系統」の面(生活保護、勤労厚生、保健衛生、社会教化)、「事業運用系統」の面(事業連絡組織・事業担当者、研究機関など)をあげている。

なお、戦前の論文として、この社会事業法のほか今日社会保障制度の有力な制度軸である社会保険について論じた「社会保険法の対象と本質」は、当時の世界各国、日本の社会保険法制の現況を前提として、「保険的方法を行う施設として限定を加え、保険一般の中でまず固有の本質を明らかにする」(142ページ)。社会保険立法の発達について、ことに「強制的社会保険」の普及について、わが国の私保険法制の展開に対応して社会保険制、共済組合制度について述べ、とりわけ、わが国の民間に対する勤労保険立法として、「健康保険法」の制定、地域住民に対する「国民健康保険法」の制定史を中心にして述べる。そして、社会保険の「法律的性質」について、統一社会保険法典の欠如のもとで、個別的な実定法を中心にして、社会保険法の法的性質につき、その「社会性」を中心に保険「目的」、「被保険者」、「保険事故」、「保険計画」、「保険給付」、「保険財源」、「保険経営」(保険機能、団体自治、権利救済)の面から分析され、この面から、当時の実定法の労働者災害扶助責任保険、国民健康保険に分けて考察される。ことに、国民保険につき、労働政策としての社会政策と社会改良的社会事業とを区別し、労働保険と区別される社会事業保険であること。狭義の社会政策と社会事業とを含めた広義の社会政策に属する意味で社会保険の範囲に属するとし、要約として、社会保険の法形態として、(1)保険公営原則の貫徹とともに保険運営における団体的自治組織を承認、(2)被保険者の資格の明定と加入強制、(3)事業主・扶助責任制、(4)保険事故、保険給付の法律による定型化と金銭給付・現物給付・予防給付の性格、(5)保険財源の法定性と国庫負担の法定、(6)保険関係の権利性を指摘される(180ページ)。この点、今日においてもあまり異論のないところであろう。

以上戦前の所論を中心に紹介したが、これらは今日の社会扶助、公的扶助という領域、あるいは、社会福祉、社会援護法の領域にある部分に加えて、社会保険法という社会法体系下における分析といってよい。戦前の菊池先生の所論は、社会政策学者や、保険学者の経済学的見地からのそれと異なり、また、公権的行政法の分野にある社会行政に関する行政法学的見地からのそれと異なり、いわゆる社会法という点からの分析をすすめられた点に特色があるといってよい。ただ、戦前、それもわが国の

独占資本主義段階期に入って、その社会的矛盾の中から鋭く生み出された、貧困現象に対し、国家の積極的かつ組織的なこの部門への介入について、社会法＝労働法と対比しつつ、社会法の一部門として、「社会改良政策＝社会改良立法」の一環として「社会事業法」を設定して、これを理論化したことは、注目に値する。ただ、すでにみたように、この政策とその立法的規制につき、「社会改良」として、イデオロギー的性格を顧慮されなかったのは、国家の国民生活の扶養化という事実のみ注目し、その基底の本質などを明らかにされなかったことは当時の時代的制約があるといえ極めて惜まれるところである。このような理論的規定が、その所論をして、労働法と社会事業法とを対比しつつ、理論化を示しつつも、その基底にある「勤労者」と「地域住民」とを、国家の積極的な「上」からの政策＝「社会改良政策」の категорияの中で「健民」＝「健兵」政策と何の矛盾もなく扱われたことから、社会事業法もそれ以上の展開をみなかったし、ことに人間生存のための「権利」の史的的分析と、その発展と形成」という視点から十分な分析がなされなかったことは、その限界としていたしかたなかったといつてよい。筆者は、戦前入手しえなかったこれらの論文集を改めて読み直して、菊池先生が、当時、権利性の稀薄な、しかも「上」からの国家の社会行政部門として、かろうじて陽の目を見つあった部門に、限界はありながらも社会法という視点からスポットをあてられていられたことに注目したいし、これが今日の社会保険法の形成とともに、その理論化の素地の導きつとなったことに注目しておきたい。

(II) 先生の戦後の研究は、憲法25条の生存権の理念とその保障というプログラムのもとで、その戦後の社会保障制度自体、戦前の遺制の改編あるいは新制度の創設に伴い、先生の戦前の発想である「社会法」と「社会事業法」、社会法と労働法というより、社会法自体が、社会・政的基本権、社会権という生存権的基本権の保障とともに、法の部門も、労働法、社会保障法、経済法と細分化していったことに関連し、とりわけ、戦前展開されてきた手法を駆使しつつ、社会保障法の「範囲」と「体系」の画定について、統一社会保障法の存在があるわけではないので、在る実定法を中心に法律学的分析をすすめられたとみてよい。

戦後の論文について年代別にみたい。

「社会保障における労災補償」をみると、この報告は、国際社会法学会への報告であることから、産業災害と職業病に関する労災補償をめぐる法理につき、市民法

から社会法への推移との関連において、社会保障という視点から法的問題を論じている。

「社会保障法の理念と現実」は、憲法25条生存権保障の理念とそれからみた現実について論じ、「社会保障の理念」を「福祉政策優位の国家というほどの意味」(4ページ)とし、社会保障の中心は「社会保険」と「社会扶助」にあり、として、その両者の沿革をだどり、さらに「社会保険から社会保障へ」の進展を跡づけられ、社会保障の国際的發展をILOを中心に論じ、さいごに、日本の社会保障制度の發展を述べられる。先生は、日本国憲法25条の「社会保障」が「社会福祉」「公衆衛生」と並べられたことからいえば、「社会保険」だけの意味にもすぎないように思われると指摘しつつ、社会保障は「社会保険」と「社会扶助」とをあわせたものと理解される。これはすでに述べてきたように、今日の広義の社会保障体系を「社会保険」「公的扶助」「社会福祉」「公衆衛生」さらに、戦争犠牲者などの特殊制度、関連制度(失対、最賃、雇用対策、住宅対策など)、教授は、社会法の体系から「社会保険」と「社会事業」として扱ってきたことに対応し、「第二次世界大戦後の社会保険や社会事業が」社会保障の理念によって社会保険と社会扶助の「総合的体系に再成され、国内制度の系統がきわめて広汎なものとなっている」ことに言及されている(16～17ページ)。

「社会保障の法体系」においては、戦後新憲法とともに、いわゆる社会保障の立法化が行なわれ、「社会保険」に関する諸立法(共済、通則法を含む)と「社会扶助」に関する諸立法と「衛生・医療」に関する諸立法を指摘し、これを系統的に、

- i) 社会保険法(労働者および職域保険、一般住民地域保険、各種保険共通事項通則法)
- ii) 社会扶助法(事業組織法(社会福祉事業法など)、生活扶助に関する法(生活保護法、児童手当扶養法、特別児童扶養手当法)、福祉施設に関する法(各種福祉法))
- iii) 公衆衛生、医療関係法
- iv) その他

に明確に分類され、とりわけ、その理論的根拠は明らかではないが、社会扶助法として「公的扶助」と「社会福祉」とを一括する立場にたつ。そして、「法体系の形式的整備は社会保障の実質の拡充にともなうのみ達成される」(84ページ)とし、社会保障の体系化は、法典化の構想に發展すると、先生の専門のフランス社会保障法型を示唆されつつ、日本の現状からみて、機械的方法に

においても、関係諸法の重複をさけ、共通事項の通則性を定め、その制度の発展と行政機構の整理を進めることを提言する(85ページ)。ただ「日本において統一的社会保障法体系を考える場合にも、これらの法典と同様に給付別となるであろうが、社会保障の技術的組織としては、現状を基礎とするかぎり、強制保険、共済組合、公的扶助、社会福祉などの形態を包括することになる」(85～86ページ)とされる。

「法制面からみた社会保障」も、社会保障法というものを、憲法条項に即し、日本社会保障制度の体系として、前述の論文と同様の立場に立って、「公的扶助=救貧政策、社会福祉=救貧政策」としてではなく、公的サービス、公的扶助との並給をする社会福祉立法の立場に対して、公的扶助と社会福祉とを包括して、①「社会扶助」部門と、②社会保険部門と、さらに補足的関連領域として、③公衆・衛生部門とを含むとする(52ページ)。そして、広義の社会保障を基礎づける憲法25条の「最低生活権」は国の義務として、保障することを要する基本権を指し社会的必要(Social Needs)の充足のため、「救貧的生活保護基準よりも、社会保険によってその基準を増進し、国の公的サービスの拡充による」とされる(52ページ)。

そして、教授は、この3つに分類される立場にたって、現行法の分類をされ、ことに社会保障法の執行は、1つには行政的執行、1つは司法的執行にあるとされ(58ページ)、その執行機構の問題とともに、司法的救済の問題として、被保障者の権利の実現の仕組みについて言及され、社会保障憲章あるいは社会保障基本法の制定という注目すべき提言をされる(60～61ページ)。

「社会保障の権利」では、現行実定法上、「社会保障権」が法定されていないことから、先生は、①基本権的性質と、②実定法上の権利としての性質との2つの面から分析される。①の基本権的性質の究明において社会権としての生存権の法哲学的究明を各国の憲法に求めて試みられ、漸次これが具体化していく歩みを、アメリカ社会保障法、ニュージーランド社会保障法、Atlantic charter、ベバリッジ・プラン、ILO 102号条約、国連憲章、ヨーロッパ憲章を中心に論述し、社会保障の基本権として、狭義の「社会保障権」は、社会保障と関連的な扶助制度とに限られ、広義のそれは、「社会扶助受給権」「家族保護・母子保護受給権」「社会福祉施設サービス受給権」「保健サービス受給権」にあるとされる(32ページ)。これに関連し、実定法上の権利として—アメリカ、イギリス、フランス、西独の法制を紹介され、その具体的

権利として、社会保障受給権は、その人的範囲、給付内容、受給要件、社会給付期間、権利救済について抽象的に問題とされ(38ページ)、現行日本の社会保障法のそれについて次のごとく指摘される。憲法上の「社会保障の権利」は、基本的権利であるが、これを条文の文句によって意義を限定するならば、社会保障企画のうち、社会福祉と公衆衛生とを除外した制度、つまり社会保険とこれに関連する社会扶助だけを指すものとする(39ページ)とされ、「社会立法の規定による社会保障給付を受ける権利は、具体的には社会保険給付を受ける権利や社会扶助給付を受ける権利である。これを受給権といえることができる」(41ページ)という。そして、この受給権につき、得喪、保護、救済につき、かんたんに言及される。

この「社会保障法の権利」は、今日的な理論分析の主題であるのであるが、少し気になるのは、先生が、社会保障権につき、「社会扶助受給権」と「社会保険受給権」とをあげられつつ、社会福祉と公衆福祉と公衆衛生を除くという見解を示されている点であるが、とすると、社会扶助から社会福祉を除いたものとなると、公的扶助(生活保護)=社会扶助が具体的な権利となるということになる。しかし筆者のみるかぎり今日、生活保護受給権、社会保険受給権、さらに、第3の領域にある社会援護、社会福祉の受給権は、極めて権利性が強められるべき法として注目されている点、この点との関係でどのように解するかももう1つ教示をお願いしたいし、公衆衛生も、広く国民に対する予防医療、さらに、公害対策を含めてみると、それなりに権利性が認められるべきで、除外された点、一層御教示を得たい点と思うのである。彼の問題の「公害と社会保障」においては、憲法25条に照らし、「公害」とそれに対する「社会保障」立法の分野からのアピールが展開され、ことに、「社会保障立法」と「公害立法」との関係につき、憲法25条の「公衆衛生」との関連において、「産業に関する地域的生活関係保護」という点で(106～107ページ)関連させられ、具体的には「生活権保障」=シヴィル・ミニマムという点で、生活基準の向上の一環としての「公害対策」=公害法があることを論ぜられているが(107～108ページ)、この論稿では、この関係がどうなるか、それ以上は言及されていない点、今日の問題だけに、今後一層の説明をお願いしたかった点である。

4. 以上、菊池先生の諸論稿について、内容のかんたんな紹介にとどまったきらいがある。菊池先生の社会法思想の詳細な叙述を目的としない本稿の限界におい

て、まず本著は、「社会保障法」の生成という視点からみると、まさに、戦前の分析は「社会保障法」の前史を中心とした分析といえるものである。今日、社会保障法という独立した法領域を開拓しえた時代以前において、社会法思想の展開期に、すでにみたように社会法＝労働法と観念されていた時期に、いち早く(1)社会法＝労働法から、社会法の一分支としての「労働法」と「社会事業法」とに分岐せしめ、さらに、社会法＝労働法から「社会保険法」を分岐せしめて、おのおの固有の対象領域をもち体系的な整序が加えなければならないこと、(2)一方、社会法という統合名辞をもって、これらのものに共通なメルクマールとして「社会改良」「社会政策的法」という点に求められたことは時代の所産として注目したい。日本資本主義の展開・発展に伴って、国家の社会計画がその社会的諸矛盾の是正のため、かつ、man-power resources 政策の面で、産業労働力、軍事兵力培養・保護育成という面で進められてきていたことによって、すなわち「上」から、それらの政策が展開されていた状況について、「社会法」原理の面からこの法現象を整備し、体系化した功績は永く評価されなければならない。しかし、体制との関連においてこれをどのような法現象として評価すべきかについては、この「上」からの「改良主義」として極めて現状肯定的においてのみとらえざるをえなかったこと、ことにわが国の資本主義の特殊な発展との関連において、社会法の展開・発展の側面から問題を提起された際に、その権利性その他の面からもっと深く掘

り下げられれば、今日の学問的状况に大きく役立ったことであろうし、しかし当時これも困難であったことを仮定すれば、その学問的状况に憤りを感じずのみである。

戦後においては、新憲法 25 条の生存権保障の理想と現実のもとに、菊池先生は国際的視野からの展望を含めて、多層化している社会保障実定法を中心にして在来の方法のもとで、いわゆる「権利」としての社会保障と、その法体系の分析を進められたことはすでにみたとおりである。しかし、先生の分析が、戦前展開された方法の上で戦後の分析を進められていることは否定しえず、社会保障法が今日どのような位置にあるかということ、すぐれて「下」からの受益者の権利の理論化からは客観的、静態的な、法規分類とそれにもとづく体系化にとどまられているのは、先生の学風であるとしても、その先を教えていただきたいと思うのは筆者のみだけではあるまい。菊池社会保障法学の今後の展開、これが今後社会科学としての社会保障法学にたかめられていくことに通ずるのであろうが、これは法学者として跡を継ぐ、われわれに課されている任務なのかもしれないし、本著が「社会保障法の形成」と銘うたれた意味が、ここにこめられているのかもしれない。

そこつ者の筆者だけに、読み誤りを犯している処が多いかもしれないし、非礼を犯している処が多くあるかもしれないが、この点、先生に心から御意をえたいと思う。

(さとう すずむ・金沢大学教授)

次号 (Vol. 7, No. 2) 予告

巻頭言	平田 富太郎
論文	
コミュニティ形成と論理	松原 治郎
コミュニティと医療	大村 潤四郎
コミュニティと社会福祉	嶋田 啓一郎
コミュニティ・ケアと社会福祉	三浦 文夫